

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）（平成16年2月27日付け食安発第0227012号） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年5月2日公布、平成20年5月12日施行）

【改正の概要】

条例別表第1「公衆衛生上構ずべき措置の基準」の一部改正

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の一部改正に伴うもの

別表第1（第2条関係） 公衆衛生上構ずべき措置の基準

1 営業の施設の管理

(14) 消費者からの苦情対応

ア 省略

イ アの規定にかかわらず、製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、又は輸入した食品等に起因するもの又はその疑いがあると診断されたもの）及び食品衛生法に違反する食品等に関する情報の提供があった場合は、保健所長等へ速やかに報告するとともに、必要に応じ、その製品の回収及び原因の究明を行い、再発防止のための措置並びに(11)ウ及びエの措置を講ずること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴うもの

別表第1（第2条関係） 公衆衛生上構ずべき措置の基準

2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理

(4) 食品等取扱者が一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症をいう。）、二類感染症（同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）をいう。）、三類感染症（同条第4項に規定する三類感染症をいう。）若しくは新型インフルエンザ等感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）の患者又は無症状病原体保有者（同条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。）であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

施行日

平成21年1月1日

【その他参考事項】

食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）

・食品衛生法第50条第2項に基づき県が条例で営業施設の公衆衛生上構ずべき措置に関し基準を定める場合の国の技術的助言

・今般発生した食品による薬物中毒事案（中国産冷凍ギョウザ事件）を踏まえ、食品等事業者が食品等に関する消費者からの健康被害や法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告する旨の追加が行われた。

食品衛生法

第50条第2項 都道府県は、営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。）の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上構ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。

第3項 営業者・・・は、前2項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。  
違反者は、営業許可の取消し、営業の禁止又は停止処分の対象となる。

感染症予防法

第18条 都道府県知事は、・・・新型インフルエンザ等感染症の患者・・・に係る第12条第1項の届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者・・・は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

感染症予防法施行規則

第11条第2項 法第18条第2項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

(3) ...新型インフルエンザ等感染症・・・ 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他多数の者に接触する業務